

貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付・活用状況について

金融庁では、金融サービス利用者相談室が各種情報の受付の一環として受け付けた貸し渋り・貸し剥がしに関する情報について、その受付・活用状況を四半期毎に公表することとしています。今般、令和6年7月1日から同年9月30日までの受付状況及び受け付けた情報の活用状況を以下のとおり、とりまとめましたので公表します。

1. 受付状況

令和6年7月1日から同年9月30日までに受け付けた情報は5件となっています。

【参考】これまでの四半期毎の受付件数の推移

区 分	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
1～3月	7	8	7	9	12	10	7	18	21	14	4	3
4～6月	10	8	2	9	14	6	11	22	19	6	3	11
7～9月	9	3	1	11	4	6	28	26	14	6	5	5
10～12月	9	3	6	10	9	9	8	10	17	8	4	

2. 活用状況

(1) 金融モニタリングにおいて、寄せられた情報を参考に、金融機関に対する中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等の要請や、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢の検証を行っています。

(2) 個別金融機関に関する活用は、以下の方法により行っています。

受け付けた情報のうち、情報提供者等が金融機関側への申出内容等の提示に同意している情報を基に、事実確認等のヒアリングを実施しています。また、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢の構築状況のほか、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。

なお、これらの結果、必要があると認められる場合には、銀行法第 24 条等に基づき報告を徴求することとしています。

(3) 具体的な活用の状況は、以下のとおりです。

令和 6 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日の間においては、「相談室」で受け付けた情報に関連して、10 金融機関に対して、ヒアリングや検証を行いました。